

打ち水日和 江戸の知恵・青梅のおもてなし

夏の暑い日々を冷房ではなく、昔からの知恵である「打ち水」をすることで涼を取りませんか。
市では、8月6日(日)〜12日(土)を「打ち水ウィーク」として、手軽にできる地球温暖化防止対策を呼びかけています。市民の皆さん、事業所などでも、積極的に実施をお願いします。
また、8月8日(火)には、市役所本庁舎などで一斉に打ち水を行います。どなたでも参加できますので、ご来庁の際はぜひお立ち寄りください。

日時 8月8日(火) 午後4時〜4時30分
会場 市役所本庁舎正面玄関



△昨年度の様子

みどりのカーテンコンテスト 参加者を募集します

募集期間 8月31日(木)まで
対象 今年の夏、市内でみどりのカーテンを設置する個人または団体

部門
▽個人部門(住宅)
▽団体部門(事業所、小・中学校、幼稚園・保育園、施設等)
条件 育成植物はつる性の1年草、設置幅が1.8m以上であること
応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、みどりのカーテンの設置状況が分かる写真を添付のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。
▽郵送:〒198-8770

1 青梅市環境政策課
▽直接:環境政策課窓口(市役所3階)
▽電子メール:env1310@city.ome.tokyo.jp
※メールは容量を5MB未満にし、タイトルを「みどりのカーテンコンテスト」としてください。
※応募用紙は、市役所、各市民センター、中央図書館で配布するほか、ホームページからダウンロードもできます。
応募上の注意 写真は正面全景を含め上限3枚まで▽裏面に応募者氏名を記入▽作品発表時肖像権に配慮するため、人物を写さないこと▽応募書類は返却しません。
審査方法 応募書類をもとに作品を審査し、最優秀賞、優秀賞等を決定します。
審査結果 受賞者に直接連絡します。
主催 青梅ガス(株)、西東京農業協同組合、青梅市
問い合わせ 環境政策課 関係



▷昨年度の入賞作品

第9回炭焼き体験と水辺の交流会

日時 8月22日(火) 午前9時〜午後3時30分

※小雨決行、荒天の場合は8月23日(水)に順延
会場 美しい多摩川フオーラム「御岳の森」(御岳2-352)
対象 市内在住の小・中学生
※参加者には先着順でプレゼントがあります。(無くなりしだい終了)
問い合わせ 環境政策課

持ち物 帽子、タオル、水筒、着替え(水に入っても濡れてもよい服)、履き替え用の靴(足をしっかりと保護するもの)
主催 おうめ水辺の楽校運営協議会、美しい多摩川フオーラム、青梅市
※「みどり東京温暖化防止プロジェクト」助成事業
協力 奥多摩漁業協同組合
申し込み 電話☎24-5632で美しい多摩川フオーラム事務局(青梅信用金庫内)へ
※土・日曜日、祝日を除く
午前9時〜午後5時
問い合わせ 同事務局、市環境政策課

粗大ごみの出し方

問い合わせ 清掃リサイクル課

◎粗大ごみとは:可燃性のもので目安として1辺の長さがおおむね50cm以上、不燃性のもので30cm以上の一般家庭(事業所からのものを除く)から排出される大型ごみ
粗大ごみの排出方法
①直接持ち込み
▼青梅市リサイクルセンター ☎31-0540へ
住所 新町6-9-1
▼持ち込みできる日時
金曜日、日曜日 午前9時〜午後4時
※祝日、年末年始を除く
※正午〜午後1時は混雑のためお待ちいただく場合があります。
※市内の住所が確認できるものをお持ちください。

◎粗大ごみとは:可燃性のもので目安として1辺の長さがおおむね50cm以上、不燃性のもので30cm以上の一般家庭(事業所からのものを除く)から排出される大型ごみ
粗大ごみの排出方法
①直接持ち込み
▼青梅市リサイクルセンター ☎31-0540へ
住所 新町6-9-1
▼持ち込みできる日時
金曜日、日曜日 午前9時〜午後4時
※祝日、年末年始を除く
※正午〜午後1時は混雑のためお待ちいただく場合があります。
※市内の住所が確認できるものをお持ちください。

市では、家電4品目の収集はできません

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法対象品のため市では収集できません。購入した店または買い換えをする店に引き取りを依頼してください。それ以外の場合は、リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。市内では「青梅新興(株) ☎74-4281」が収集します。
問い合わせ 清掃リサイクル課

ウメ輪紋ウイルス緊急防除 強化対策地区内の感染状況調査にご協力を

ウメ輪紋ウイルス緊急防除に伴う強化対策として、強化対策地区内の感染状況調査を実施します。
日程 8月14日(月)〜9月1日(金)
※調査の状況により期間を延長する場合があります。
対象地区 梅郷全域、和田町全域、柚木町1丁目、二俣尾1・2丁目、畑中3丁目、日向和田2丁目の一部・3丁目
対象植物 ウメ、モモ(ハナモモを含む)、スモモ、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、サクランボ、アーモンドなどサクラ属

ウメ輪紋ウイルス緊急防除の植物(ソメイヨシノなどのサクラ節を除く)の調査方法 黄色の腕章をつけた農林水産省の植物防疫官と市職員が、対象植物を目標にて調査し、このウイルスに感染したときに現れる症状がないか確認します。症状がある場合には、葉を採取し、検定することにより感染の有無を確認します。
感染が確認された場合 検定の結果、感染が確認された場合は、ウメ輪紋ウイルス拡大防止のため、早急に伐採を行う必要があり。そのため、直ちに市職員が、感染が確認された植物の所有者宅に伺い、伐採の手続き等について説明します。なお、感染が確認されなかった場合は、連絡しません。
強化対策地区外の調査について 強化対策地区外の調査は5月から8月末までに黄色の腕章をつけた植物防疫官と職員もしくは都から委託を受けた業者が実施しています。
アブラムシ駆除にご協力ください ウメ輪紋ウイルスはアブラムシを媒介して、ウメ等の植物に感染が拡大していきます。

ウメ輪紋ウイルスのまん延を防止するために、庭木や盆栽などでこのウイルスに感染するおそれがある植物を所有する方は、アブラムシの駆除の実施をお願いします。
ウメの実生苗の処分について ウメ等の対象植物の種子から発芽した実生苗については、各家庭で小さいうちに処分をお願いします。実生苗の増加により、ウメの木等のウメ輪紋ウイルスの感染リスクが高まるおそれがあります。各家庭で処分できない場合は、ご連絡ください。
問い合わせ 梅の里再生担当

※祝日、年末年始を除く
※予約制です。収集まで数日お待ちいただきますので、早めにご連絡ください。
※月曜日や連休明けの申し込みは混みます。
※収集当日は、収集車両に積めるところまで出してください。せん定枝は太さ10cm以下・長さ1m以下で、必ず束ねてください。
※65歳以上の方または障害者のみで居住し、粗大ごみを屋外へ運び出すことが困難な場合は、係員が運び出して収集しますので、申し込みの際にご相談ください。
※引越して粗大ごみを出す場合は必ず立ち会いが必要となります。
◎生活保護、児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している世帯の方は、処理手数料が免除になります。直接持ち込みの場合は、受付の際に証書をご提示ください。自

粗大ごみ等の不法投棄について

不法投棄は、随時パトロールを行い防止を呼びかけていますが、依然としてなくならないのが現状です。不法投棄は、犯罪であり法律により処罰されます。正しい手順で排出しましょう。

農業体験農園・農家開設型 市民農園の開設者募集

500㎡以上の農地をお持ちの農家が対象です

市では、「本格的な農業体験をしたい」「もっと広い場所を耕作したい」という市民要望と、遊休農地の解消、優良農地の保全等の観点から、従来の市民農園とは異なる種類の農園の開設を進めています。
【農園の種類】
●農業体験農園 農家の作付け計画および直接指導のもと、利用者が栽培・管理・収穫までの農業全般を体験する農園です。
●農家開設型市民農園 農家自らが開設する区画を区切った貸し農園。1区画当たりの面積が大きい農園(100㎡程度)です。区画貸し農園のため、利用者に対する技術指導等はありません。
※各種農園の管理運営は、市ではなく農家自身で行っていただきますので、ご注意ください。
問い合わせ 農林課農政係

市では、「本格的な農業体験をしたい」「もっと広い場所を耕作したい」という市民要望と、遊休農地の解消、優良農地の保全等の観点から、従来の市民農園とは異なる種類の農園の開設を進めています。
【農園の種類】
●農業体験農園 農家の作付け計画および直接指導のもと、利用者が栽培・管理・収穫までの農業全般を体験する農園です。
●農家開設型市民農園 農家自らが開設する区画を区切った貸し農園。1区画当たりの面積が大きい農園(100㎡程度)です。区画貸し農園のため、利用者に対する技術指導等はありません。
※各種農園の管理運営は、市ではなく農家自身で行っていただきますので、ご注意ください。
問い合わせ 農林課農政係

市では、「本格的な農業体験をしたい」「もっと広い場所を耕作したい」という市民要望と、遊休農地の解消、優良農地の保全等の観点から、従来の市民農園とは異なる種類の農園の開設を進めています。
【農園の種類】
●農業体験農園 農家の作付け計画および直接指導のもと、利用者が栽培・管理・収穫までの農業全般を体験する農園です。
●農家開設型市民農園 農家自らが開設する区画を区切った貸し農園。1区画当たりの面積が大きい農園(100㎡程度)です。区画貸し農園のため、利用者に対する技術指導等はありません。
※各種農園の管理運営は、市ではなく農家自身で行っていただきますので、ご注意ください。
問い合わせ 農林課農政係

市では、「本格的な農業体験をしたい」「もっと広い場所を耕作したい」という市民要望と、遊休農地の解消、優良農地の保全等の観点から、従来の市民農園とは異なる種類の農園の開設を進めています。
【農園の種類】
●農業体験農園 農家の作付け計画および直接指導のもと、利用者が栽培・管理・収穫までの農業全般を体験する農園です。
●農家開設型市民農園 農家自らが開設する区画を区切った貸し農園。1区画当たりの面積が大きい農園(100㎡程度)です。区画貸し農園のため、利用者に対する技術指導等はありません。
※各種農園の管理運営は、市ではなく農家自身で行っていただきますので、ご注意ください。
問い合わせ 農林課農政係